

# 第2次朝霞市男女平等推進行動計画

## 実施計画【改訂版】

(平成28年度～平成32年度)

ひと  
男女の輪が素敵な朝霞をつくる  
～男女平等社会をめざして～



朝 霞 市

### ◇改訂版の発行にあたって

第2次男女平等推進行動計画（平成28年度～平成37年度）を総合的・効果的に展開するため、平成28年6月に「第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画（以下「実施計画」という。）を策定しました。

平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、市町村は、国が定める基本方針を勘案し、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、市町村推進計画を策定することが努力義務とされました。

市では、女性活躍推進法の基本方針と実施計画の内容を精査したところ、実施計画を推進することで、女性活躍推進法に定める施策と一体として推進できるものであると判断し、朝霞市男女平等推進審議会の意見を踏まえ、実施計画を女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として推進することとし、その取組みを明確にするため、同実施計画を改訂することとしました。

### ◇改訂までの経緯

- 施行された「女性活躍推進法」により、地方公共団体において、市町村推進計画を策定する努力義務とされた。
- 実施計画上の取組項目が、女性活躍推進法の基本方針に基づいた施策項目と一体となる部分が多いことを確認。
- 平成28年度第2回朝霞市男女平等推進審議会  
女性活躍推進法に基づく施策を実施計画に、第3章として入れ込み、第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画と一体化し推進していく。

### ◇改訂内容

	改訂点
2ページ	3 計画の性格の文言追加 追加文：また、この実施計画を推進することで、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に定める施策を一体のものとして行っていることから、この計画を女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。
4～6ページ	の取組項目は、女性活躍推進法の施策と一体となる事業とわかるよう表記。
7ページ	実施計画事業の位置づけ箇所に文言追加 「・女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。」と文言追加
8～31ページ	女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で表示
34～37ページ	第3章 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画を追加 ・女性活躍推進法に基づく推進計画について ・主な施策別にみる女性活躍推進法（基本方針）に基づく、地方公共団体に関する施策と一体となる取組項目一覧表 ・女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表

# も く じ

## 第1章 計画の構成

	頁
1 計画の名称	2
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の性格	2
4 計画の期間	2
5 計画の対象範囲	2
6 施策の体系	3
7 実施事業課別一覧表	4

## 第2章 実施計画

### 施策目標1 男女平等の意識の浸透

#### 1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

① 男女が平等な社会の具体像の提案を行う	8
② 男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	9

#### 1-2 学校・家庭・地域における男女平等の意識啓発

① 男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う	10
② 学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	11
③ 男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	12
④ 学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	13

### 施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

#### 2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

① 自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	14
② 自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	15
③ 自己実現を支援するための学習機会を充実させる	16

#### 2-2 能力の開発と活動の支援

① 能力の開発と活動の支援の充実を図る	17
---------------------	----

### 施策目標3 性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の尊重

#### 3-1 生涯にわたる性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の尊重

① 性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方を普及させる	18
② 男女の健康管理の支援を充実させる	19

施策目標4 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV防止基本計画）

4-1	意識の啓発と情報の提供及び未然防止	頁
	① 人権についての教育を推進する	20
	② 異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	21
4-2	相談体制の充実	
	① 相談体制を充実させる	22
4-3	関係機関との連携強化	
	① 庁内における連携体制の充実を図る	23
	② 被害者を保護し自立を支援していくために、関係機関との連携を強化する	24

施策目標5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

5-1	政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進	
	① 市政への男女共同参画を推進していく	25
	② 防災分野における男女共同参画を進める	26

施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

6-1	家庭と仕事・地域活動との両立支援	
	① 家庭と仕事の両立を支援する	27
	② 地域活動への参画を促す	28
6-2	働く場での男女共同参画の推進	
	① 男女格差がない職場づくりを促進していく	29
	② 就業上での女性の活躍を推進する	30
	③ 庁内での男女平等を推進していく	31

第2次朝霞市男女平等推進行動計画 指標・数値目標一覧表	32
-----------------------------	----

事業展開	33
------	----

第3章 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画	35
------------------------	----

・女性活躍推進法に基づく推進計画について	36
----------------------	----

・主な施策別にみる女性活躍推進法（基本方針）に基づく、地方公共団体に関する	37
---------------------------------------	----

施策と一体となる取組項目一覧

・女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表	38
------------------------	----

## 第1章 計画の構成

- 1 計画の名称
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象範囲
- 6 施策の体系
- 7 実施事業課別一覧表

## 1 計画の名称

この計画の名称は、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画」とします。

## 2 計画策定の趣旨

この計画は、第2次朝霞市男女平等推進行動計画（平成28年度～平成37年度）で位置付けた施策を、総合的かつ効果的に展開していくために策定するものです。

## 3 計画の性格

この計画は、第2次朝霞市男女平等推進行動計画で位置付けた施策について具体化し、可能な限り、その事業内容について具体的に示した計画です。

この計画を推進し、目標を達成するためには、今後の社会経済情勢や国・県などの計画に対し、十分な弾力性を有するものでなければならない。計画策定時に考慮された条件に大きな変更が生じた場合や、情勢の変化等に対応し、より効率的な事業の執行のため、必要に応じ修正を加えるものとします。

また、この実施計画を推進することで、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に定める施策を一体のものとして行っていることから、この計画を女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

## 4 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

## 5 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、第2次朝霞市男女平等推進行動計画に掲げた施策に基づく事業で、市が実施主体となるもの及び市が助成するものとします。

# 6 施策の体系

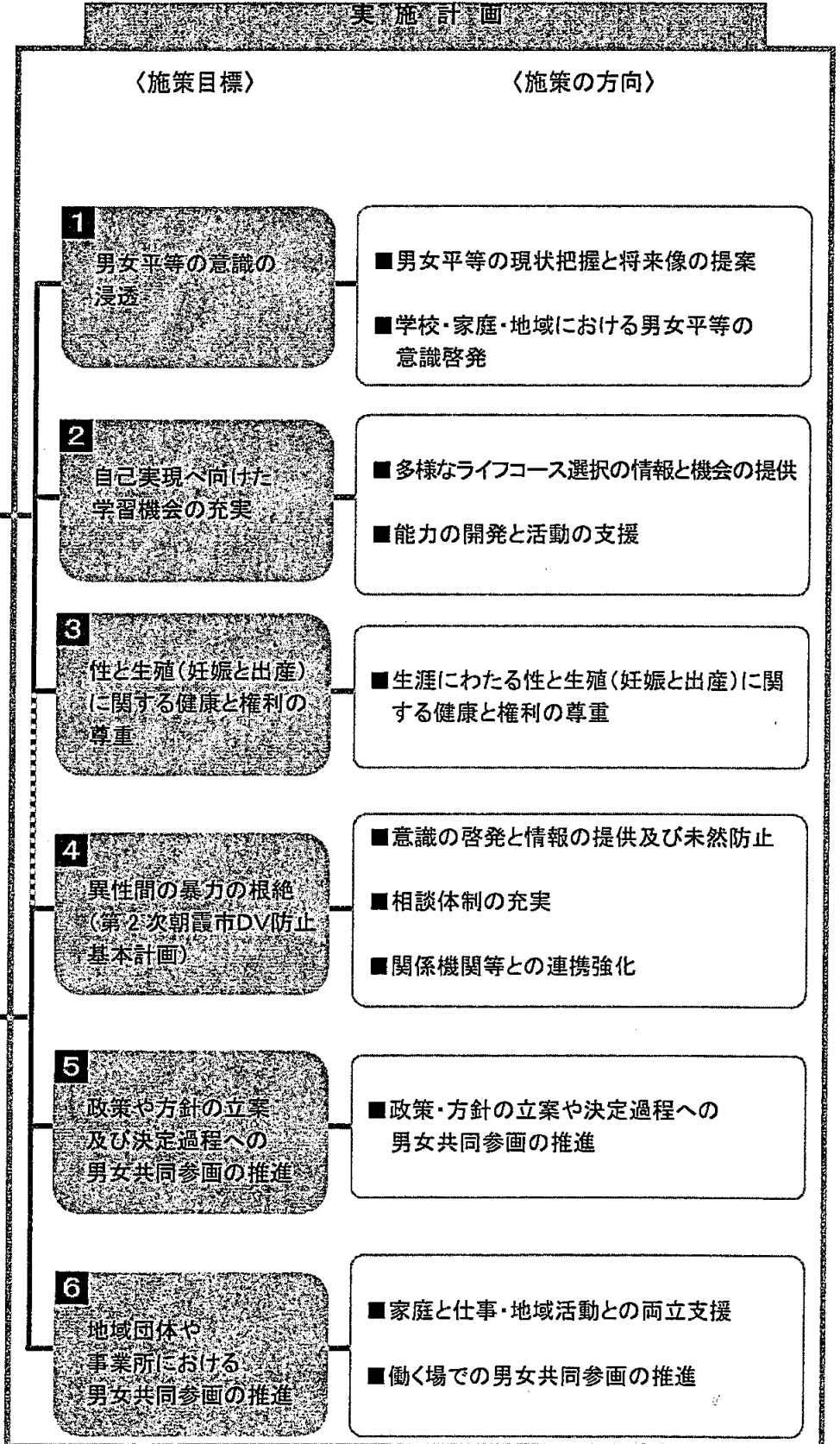
〈めざす姿〉

〈重点課題〉

男女の輪が華やかな朝霞をひらく〜男女平等社会の実現をめざして〜

1  
男女平等の  
意識づくり

2  
男女平等が  
実感できる  
生活の実現



## 7 実施事業課別一覧表

\*印は、進行管理事業

※網掛け部分は、女性活躍推進法の施策と一体となる事業

担当課	施策番号	取組項目
市政情報課	1-2-1-3	「広報あさか」や朝霞市公式ホームページにおける表現の配慮
	5-1-1-2	広聴機会や手段の提供
危機管理室	5-1-2-2	女性の視点を取り入れた地域防災計画の推進・避難所運営
人権庶務課	1-1-1-1*	男女共同参画社会像の周知
	1-1-1-2*	男女平等推進情報「そよかぜ」による啓発
	1-1-1-3*	女性センター（それいゆぶらざ）における情報提供及び啓発
	<del>1-1-2-1*</del>	<del>「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進</del>
	<del>1-1-2-2*</del>	<del>男女平等を阻害する慣行の是正提案</del>
	1-1-2-3*	男女平等苦情処理委員の設置
	1-1-2-4*	施策や事業の展開の見直し促進
	1-2-1-1*	「表現ガイド」の周知・活用
	1-2-1-2*	男女平等の視点に立った表現の推進
	1-2-3-1*	男女平等に関する学習情報の提供
	<del>1-2-3-2*</del>	<del>男性の育児参画や女性リーダーシップ能力向上講座の開催</del>
	<del>1-2-4-1*</del>	<del>地域人材の育成・活用</del>
	1-2-4-2*	男女平等を推進する市民・団体等への顕彰
	2-1-1-1*	相談窓口・機関等の周知
	<del>2-1-1-2*</del>	<del>「女性総合相談」の実施</del>
	<del>2-1-2-1*</del>	<del>多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供</del>
	<del>2-1-3-1*</del>	<del>女性センターそれいゆぶらざにおける情報発信</del>
	<del>2-2-1-1*</del>	<del>就業や起業支援に向けた情報の提供</del>
	2-2-1-2*	女性センター登録団体等との協働事業の実施
	<del>3-1-1-1*</del>	<del>性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信</del>
	4-1-1-1*	女性に対する暴力をなくす運動の周知
	4-1-1-2	人権フェスティバルや研修会等を通じた人権教育の推進
	4-1-2-1*	異性間暴力に関わる情報の収集及び提供
	4-1-2-2*	連携・支援体制の充実
	4-1-2-3*	DVに関する相談の周知
	4-2-1-1*	専門の相談員による相談の実施
	4-2-1-2*	相談員及びDV相談担当職員の資質の向上
	4-3-1-1*	庁内連携体制の充実
	4-3-1-2*	「庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会」の充実
	4-3-1-3	人権施策の推進



人権庶務課	4-3-2-1*	「DV対策関係機関ネットワーク会議」など関係機関との連携強化
	4-3-2-2*	緊急保護体制の充実
	<del>5-1-1-1*</del>	<del>各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成</del>
	5-1-2-1*	男女共同参画の視点に立った防災分野における情報の収集と提供
	<del>6-1-1-1*</del>	<del>両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供</del>
	<del>6-1-2-1*</del>	<del>地域活動への参画促進</del>
	<del>6-2-1-1*</del>	<del>事業所への男女格差改善の協力要請</del>
	<del>6-2-1-2*</del>	<del>「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施</del>
	<del>6-2-2-1*</del>	<del>女性活躍推進法の推進</del>
	<del>6-2-2-2*</del>	<del>積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知</del>
	<del>6-2-3-1*</del>	<del>「朝霞市所内男女平等推進指針」の推進</del>
	職員課	<del>4-1-2-5</del>
<del>6-2-3-2*</del>		<del>朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進</del>
地域づくり支援課	2-1-1-3	相談事業の実施
	<del>6-1-2-2</del>	<del>市民活動支援ステーションの充実</del>
産業振興課	<del>2-2-1-4</del>	<del>起業支援</del>
	<del>6-1-1-3</del>	<del>一般事業主行動計画の実施への促進</del>
	<del>6-2-1-3</del>	<del>雇用・就労に関わる法制度の周知</del>
	<del>6-2-1-4</del>	<del>多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知</del>
	<del>6-2-2-3</del>	<del>起業支援</del>
	<del>6-2-2-6</del>	<del>再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催</del>
総合窓口課	4-3-1-5	住民基本台帳事務における支援措置
福祉課	4-1-2-6	地域における被害者の早期発見体制の充実
	4-2-1-3	被害者等への相談・助言、保護支援の充実
	4-3-2-6	福祉関連施設との連携強化
こども未来課	4-2-1-4	被害者等への相談・助言、支援の充実
	4-3-2-5	母子生活支援施設や児童相談所等との連携強化
保育課	<del>6-1-1-2</del>	<del>子育て環境の整備</del>
長寿はつらつ課	4-3-2-4	高齢者施設との連携強化
健康づくり課	<del>1-2-3-3</del>	<del>マタニティ教室、育児学級の充実</del>
	<del>3-1-1-2</del>	<del>HIV/AIDS、性感染症対策や薬物乱用対策の推進</del>
	3-1-2-1*	市民の健康づくりの支援
	3-1-2-2	健康教育等の実施
	3-1-2-3	がん検診の実施
	3-1-2-4	妊婦一般健康診査の実施
	4-3-1-4	被害者等への健康支援

健康づくり課	4-3-2-3	保健所や医療機関との連携強化
教育指導課	1-2-2-1*	男女平等教育の研究と推進
	<del>1-2-2-2*</del>	<del>進路指導・キャリア教育の充実</del>
	1-2-2-3*	教育相談体制づくり
	3-1-1-3	性教育の実施
	4-1-1-3	男女平等の視点からの人権教育の推進
	4-1-2-4	異性間暴力防止に関する教育の実施
生涯学習・スポーツ課	1-2-1-4	男女平等に関わる出前講座の実施
	1-2-3-4	男女平等に関する学習情報の提供
	1-2-4-3	男女平等に関する学習機会の提供
	1-2-4-4	地域人材の確保・活用
	2-1-2-2	人権問題講演会等の開催
	2-1-3-2	自己実現を支援する学習機会の充実
	2-2-1-3	団体等の情報提供と交流の促進
	5-1-1-3	男女が参加しやすい活動環境づくりの呼びかけ
	<del>6-2-2-4</del>	<del>女性の能力開発を支援する学習情報の提供</del>
中央公民館	<del>1-2-3-5</del>	<del>子育て講座の充実</del>
	2-1-3-3	自己実現を支援する学習機会の充実
	<del>6-2-2-5</del>	<del>能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供</del>
図書館	2-1-3-4	自己実現を支援する学習機会の充実

## 第2章 実施計画

### □実施計画事業の位置付け

- 6つの施策目標の施策の方向ごとに事業を位置づけています。
- この実施計画では、計画の実効性を高めるため、本計画で進行管理していく事業を「進行管理事業」と位置づけ、総合計画等の関連計画に進行管理を委ねる事業を「関連事業」として位置づけています。
- 進行管理事業では、その事業の取組内容のうち、主だったものを「取組の目安」として記載しています。
- 女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

## 施策目標 1 男女平等の意識の浸透

### 施策の方向 1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

#### 《主な施策》 ① 男女が平等な社会の具体像の提案を行う

男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、あらゆる分野で活躍できる男女平等社会の将来像について、各種事例などを用い、具体的に提案していきます。

#### 【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	男女共同参画社会像の周知	男女共同参画週間におけるパネル展をはじめとする各種事業等を通じて、国の「男女共同参画社会の将来像」などを提案していく。 (担当課：人権庶務課)	パネル展の開催
	男女平等推進情報「そよかぜ」による啓発	市民と協働して、企画・編集する「男女平等推進情報『そよかぜ』」を広報あさかに掲載し、男女平等の意識を広く啓発する。 (担当課：人権庶務課)	広報あさかに掲載
	女性センター（それいゆぷらざ）における情報提供及び啓発	女性センター（それいゆぷらざ）の情報・交流コーナーを通して情報提供及び啓発活動を推進する。 (担当課：人権庶務課)	貸出図書の実

《主な施策》 ② 男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む

家庭や職場・地域における慣行や制度が、男女にとって中立に機能しているか検証し、男女平等を妨げる慣行や制度について、積極的に問題提起します。

また、男女平等苦情処理委員や法的救済制度などの周知を行い、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援します。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	男女平等に対する職員の意識改革や職場環境の整備など、市役所が率先して男女平等を推進する。 (担当課：人権庶務課)	職員に周知
	男女平等を阻害する慣行の是正提案	固定的な役割分業意識の解消や、社会的慣行の見直しを行うため、町内会・自治会等へ積極的な情報提供を行う。 (担当課：人権庶務課)	啓発冊子の配布
	男女平等苦情処理委員の設置	男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いなどの苦情の申出を迅速に処理する男女平等苦情処理委員を設置し、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援する。 (担当課：人権庶務課)	苦情処理委員の設置
	施策や事業の展開の見直し促進	市の施策や事業展開で、性別による固定的な役割分業意識に捉われていないかの見直しを全庁に呼びかけ推進する。 (担当課：人権庶務課)	職員に周知

## 施策の方向 1-2 学校・家庭・地域における男女平等の意識啓発

### 《主な施策》 ① 男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う

市の広報活動や刊行物において、男女平等の視点に立った表現を徹底するためのチェック機能を高めます。また、市内の団体や事業者等からの情報発信においても、男女平等の視点に立った表現となるよう配慮を呼びかけます。

#### 【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	「表現ガイド」の周知・活用	国や県の基準を参考に作成した、男女平等を進める視点に立った「表現ガイド」の周知及び活用する。 (担当課：人権庶務課)	職員に周知
	男女平等の視点に立った表現の推進	性別による固定的な役割分業意識や偏見・差別を助長するような表現排除の呼びかけなど、男女平等の視点に立った表現方法の周知に努める。 (担当課：人権庶務課)	啓発冊子の掲示・配布

#### 【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
広報事業	「広報あさか」や朝霞市公式ホームページにおける表現の配慮	男女共同参画の視点に立った市の広報活動における表現留意の啓発と効果的な運用を図る。性別による固定的役割分業意識に捉われない広報の作成と文字・イラスト・写真等の表現に配慮する。 (担当課：市政情報課)
生涯学習啓発推進事業	男女平等に関わる出前講座の実施	「あさか学習おとどけ講座」(出前講座)のPRを積極的に行い、男女平等の視点に立ったテーマの講座の活用促進を図る。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)

《主な施策》 ② 学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく

児童・生徒や教育関係者の男女平等意識づくり、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していきます。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
教育指導支援事業	男女平等教育の研究と推進	教科や特別活動、道徳の時間などを活用し発達段階に応じた男女平等教育を計画的に推進する。 (担当課：教育指導課)	教育活動全般での男女平等教育の実施
進路学習事業	進路指導、キャリア教育の充実	性別にかかわらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じた学習や指導の充実と、多様な生活を可能にする進路指導、キャリア教育を推進する。 (担当課：教育指導課)	進路指導主事会を実施
教育相談事業	教育相談体制づくり	児童・生徒の男女の差がなく、個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進する。 (担当課：教育指導課)	個性に配慮した教育相談の実施

《主な施策》 ③ 男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく

料理や育児などに関する各種講座を開催するなど、家庭生活における男性の家事・育児への参画を応援します。

より多くの女性が地域においてリーダーとなれるよう、リーダーシップを身に付けるための情報や学習機会を提供します。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	男女平等に関する学習情報の提供	男女平等の推進に関する学習資料や講演会等の情報を提供し、男女平等に関する学習機会を提供する。 (担当課：人権庶務課)	あさか女と男セミナー講座開催
	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催	男性の家事・育児への参画の講座や女性のリーダーシップ能力の向上を目指した講座を開催する。 (担当課：人権庶務課)	あさか女と男セミナー講座開催

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
母子健康教育事業	マタニティ教室、育児学級の充実	マタニティ教室に父親が参加できるカリキュラムを設けるなど、男女ともに家事や子育てに取り組めるような機会を提供する。 (担当課：健康づくり課)
生涯学習啓発推進事業	男女平等に関する学習情報の提供	生涯学習ガイドブック「コンパス」や広報あさかの「ようこそ！あさかの生涯学習へ」を通じて、男女平等推進に関する学習資料や講演会等の情報を提供する。(関係各課からの情報提供) (担当課：生涯学習・スポーツ課)
中央公民館運営事業	子育て講座の充実	男性が家事・育児に参画できるよう育児講座や子育て講座のカリキュラムを充実し提供する。 (担当課：中央公民館)



《主な施策》 ④ 学習活動を支援する人材の育成と活用を進める

男女平等を推進するための学習を支援するとともに、積極的に活動を行う市民等に対する顕彰を行うなど、広い視野を持って男女平等を推進する人材の育成を図ります。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目途
男女平等推進事業	地域人材の育成・活用	市民との協働により男女平等啓発事業を推進し、人材の育成を図る。 例) 男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員、男女平等推進事業企画・運営協力員 (担当課：人権庶務課)	市民と協働し、啓発事業を実施
	男女平等を推進する市民・団体等への顕彰	男女平等に関する顕著な活動をしている市民・団体等を顕彰し、男女平等の推進を図る。 (担当課：人権庶務課)	対象者等の募集

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
人権教育振興事業	男女平等に関する学習機会の提供	「人権教育講座」等により男女平等に関する学習機会を提供する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)
生涯学習啓発事業	地域人材の確保・活用	生涯学習ボランティアバンクへの人材登録とその活用を図り、人材を育成する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)

## 施策目標 2 自己実現へ向けた学習機会の充実

### 施策の方向 2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

#### 《主な施策》 ① 自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する

女性総合相談をはじめ、各種相談を通じて、生活の様々な悩みなどに対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、自己実現を図るための前提となる安心な生活基盤を確保できるよう支援します。

#### 【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	相談窓口・機関等の周知	「朝霞市は男女平等を進めています」の冊子や各種リーフレット、広報あさかを通して相談窓口や相談機関、男女平等苦情処理委員などを周知する。 (担当課：人権庶務課)	周知の徹底
男女平等相談事業	「女性総合相談」の実施	安心な生活基盤が確保できるよう、女性のための女性専用相談を実施し必要に応じて関係機関との連携を図る。 (担当課：人権庶務課)	女性総合相談の実施

#### 【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
市民相談事業	相談事業の実施	市民からの相談に異性間暴力に関するもの等が含まれる場合にDV相談等につなぐなど人権庶務課と連携し対応する。 (担当課：地域づくり支援課)

《主な施策》 ② 自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する

市民がワンストップで、多様なライフコースに関する情報を入手できるよう、国・県の関連機関サイトや多様なライフコースの選択支援サイトとして「あさか男女（ひと）の輪サイト」を充実します。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	「あさか男女（ひと）の輪サイト」を充実させ、多様なライフコースの選択支援に関する積極的な情報提供を行う。 (担当課：人権庶務課)	掲載内容の充実

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
生涯学習啓発推進事業	人権問題講演会等の開催	人権問題講演会、市民人権教育研修会、企業人権教育研修会、人権教育講座などの実施を通じて、男女平等の視点での学習機会を提供する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)

《主な施策》 ③ 自己実現を支援するための学習機会を充実させる  
 市民の多様なライフコースの選択を支援するため、各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会を充実させます。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	女性センターそれいゆぷらざにおける情報発信	男女平等に関する情報の提供や図書の閲覧・貸し出し、インターネットの閲覧等を行うことで、学習機会を提供する。 (担当課：人権庶務課)	—

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
家庭教育推進事業	自己実現を支援する学習機会の充実	自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習機会を積極的に提供する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)
中央公民館運営事業	自己実現を支援する学習機会の充実	自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習機会を積極的に提供する。 (担当課：中央公民館)
図書館運営事業	自己実現を支援する学習機会の充実	自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習機会を積極的に提供する。 (担当課：図書館)

## 施策の方向 2-2 能力の開発と活動の支援

### 《主な施策》 ① 能力の開発と活動の支援の充実を図る

男女が共に自己実現をめざし、能力開発の機会提供、就職情報の提供などにより、就業や起業を支援するとともに、NPOなどの市民活動団体の支援や市民のネットワークの充実を図ります。また、出産や育児が女性の就業に大きな影響を与えていることから、女性への支援を特に充実させていきます。

#### 【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	就業や起業支援に向けた情報の提供	就業や起業について、能力開発の機会提供や情報の提供などにより、能力の開発と活動の支援を行う。 (担当課：人権庶務課)	啓発冊子等の掲示・配置
	女性センター登録団体等との協働事業の実施	地域での男女共同参画の推進を活動の目的としている女性センター登録団体等と協働事業を実施する。 (担当課：人権庶務課)	協働事業の実施

#### 【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
生涯学習啓発推進事業	団体等の情報提供と交流の促進	生涯学習ボランティア登録団体等関係団体の情報提供と交流を促進する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)
起業家育成支援事業	起業支援	起業支援のため起業支援セミナーの開催、市独自の起業相談により支援を行う。また、朝霞市商工会や創業・ベンチャー支援センター埼玉等と連携し起業に関する情報の提供を行う。 (担当課：産業振興課)

### 施策目標 3 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の尊重

#### 施策の方向 3-1 生涯にわたる性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の尊重

##### 《主な施策》 ① 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる

あらゆる世代が、性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供の充実に努めます。

##### 【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利等についての情報を、「広報あさか」や市公式ホームページ等において情報発信し関心を高める。 (担当課：人権庶務課)	広報あさか及び市公式ホームページ等に掲載

##### 【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
健康危機対策事業	HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進	リーフレットやポスターを掲示するなど、正しい知識の普及啓発をはじめ総合的な対策を行う。 (担当課：健康づくり課)
教職員研修事業	性教育の実施	大きくなるからだ、発育急進期、男女の身体の変化、性感染症とその予防、生命の誕生など性についての正確な知識の学習機会を提供する。 (担当課：教育指導課)

《主な施策》 ② 男女の健康管理の支援を充実させる

望まない妊娠やHIV/エイズなどの性感染症の予防などについて健康教育の充実を図るとともに、男女の健康ニーズを把握し、生涯にわたる健康管理を支援します。

また、女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェックを充実し、妊娠・出産期も含めて女性の生涯を通じた健康管理を支援します。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の日安
あさか健康プラン 21 推進事業	市民の健康づくりの支援	男女の健康課題に関するニーズを把握するとともに健康支援事業を実施する。 (担当課：健康づくり課)	健康づくりの普及に関する意見交換会の実施

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
健康教育事業	健康教育等の実施	女性に特有な病気や症状に関する健康教育、健康相談を実施し、健康管理を支援する。 (担当課：健康づくり課)
がん検診事業	がん検診の実施	女性に特有な病気に関する健（検）診を実施し、健康管理を支援する。 (担当課：健康づくり課)
妊婦一般健康診査等事業	妊婦一般健康診査の実施	妊婦一般健康診査等の費用の一部を助成し、妊娠期の健康管理を支援する。 (担当課：健康づくり課)

## 施策目標 4 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV防止基本計画）

### 施策の方向 4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

#### 《主な施策》 ① 人権についての教育を推進する

男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を、学校や地域、職場などにおいて推進します。また、女性に対する暴力をなくす運動\*により、男女平等や人権尊重の意識を育みます。

#### 【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	女性に対する暴力をなくす運動の周知	「広報あさか」や朝霞市公式ホームページ、各種リーフレット等を通じて、毎年11月12日から11月25日まで実施される女性に対する暴力をなくす運動を周知するなど、男女平等を推進する。 (担当課：人権庶務課)	広報あさか及び朝霞市公式ホームページに掲載

#### 【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
人権啓発推進事業	人権フェスティバルや研修会等を通じた人権教育の推進	北足立郡市町と人権問題に取り組む市民団体、関係機関などで共同開催する人権フェスティバルや北足立郡市町で開催する人権・同和問題講演会などにおいて、男女平等の視点からの事業の推進を図るとともに、講演会等を通じて学校、地域、職場などでの人権教育の推進を図る。また、市が開催する人権と平和パネル展などの人権啓発事業を通じ人権尊重意識の向上を図るとともに、これらの機会に男女平等に関するリーフレットを配布する。 (担当課：人権庶務課)
教育指導支援事業	男女平等の視点からの人権教育の推進	県作成の高校生対象ドメスティック・バイオレンス防止啓発資料を活用するなどして人権教育を推進するとともに、さまざまな人権課題に取り組む中で、男女平等教育に取り組んでいく。 (担当課：教育指導課)



《主な施策》 ② 異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ

学校や家庭において、デートDVの予防啓発、配偶者等からの暴力や、地域・職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント\*などに関する情報提供や学習機会を充実します。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	異性間暴力に関わる情報の収集及び提供	配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関わる法制度や異性間暴力に関する情報を収集し、「広報あさか」や朝霞市公式ホームページへの掲載など、さまざまな機会を捉えて分かりやすく提供する。 (担当課：人権庶務課)	市公式ホームページへの掲載
男女平等相談事業	連携・支援体制の充実	埼玉県、警察、保健所、児童相談所、朝霞地区医師会で構成する「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催することで、外部組織間の連携を強化し、支援体制の充実を図る。 (担当課：人権庶務課)	DV対策関係機関ネットワーク会議の開催
	DVに関する相談の周知	DV相談の開設について積極的に周知するとともに、各種リーフレットを通し、DVやセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識の浸透に努める。 (担当課：人権庶務課)	積極的な周知

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
教職員研修事業	異性間暴力防止に関する教育の実施	学校人権教育主任研修会を充実させるほか各種人権研修に教師が参加し、異性間暴力を含めた人権課題について研修する。また、児童・生徒に対し、人権教育の視点から異性間暴力が犯罪であることを周知し、防止に向けた教育を行う。 (担当課：教育指導課)
職員人事管理事業	ハラスメント防止対策の強化	男女ともに働きやすい職場づくりを推進するため、「職員のセクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱」を見直し、パワー・ハラスメント等の各種ハラスメントを加えた要綱として整備した上で、職員への周知を図る。 (担当課：職員課)
民生委員児童委員活動事業	地域における被害者の早期発見体制の充実	民生委員児童委員・主任児童委員に、研修会などの機会を捉えて、異性間暴力に関する情報の提供や相談窓口を周知し、被害者の早期発見につなげる。 (担当課：福祉課)

## 施策の方向 4-2 相談体制の充実

### 《主な施策》 ① 相談体制を充実させる

DV相談について広く周知して市民が気軽に相談できるよう努めるとともに、様々なケースの相談に対応できるよう、研修や専門的な人材の確保などにより、相談体制を充実します。

#### 【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等相談事業	専門の相談員による相談の実施	DV相談に寄せられる様々なケースの相談に的確に対応し、充実した支援につなげられるよう、専門性を有する相談員によるDV相談を実施し相談体制を充実する。 (担当課：人権庶務課)	DV相談の実施
	相談員及びDV相談担当職員の資質の向上	相談員やDV相談担当職員をスキルアップ研修や、相談対応研修等に積極的に参加させ、相談者の人権に配慮しながら適切な助言や支援ができるよう資質の向上を図る。 (担当課：人権庶務課)	担当者研修への参加

#### 【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
生活保護事業・生活困窮者自立支援事業	被害者等への相談・助言、保護支援の充実	被害者等の状況や状態を確認し、被害者に適した配慮をしながら保護し、自立に向けた支援を行う。 (担当課：福祉課)
児童相談事業	被害者等への相談・助言、支援の充実	被害者等の状況や状態を確認し、児童虐待のリスクや養育支援の必要性に配慮をしながら、児童と保護者に対して必要な助言や支援を行う。 (担当課：こども未来課)

## 施策の方向 4-3 関係機関との連携強化

### 《主な施策》 ① 庁内における連携体制の充実を図る

被害者の保護・支援を迅速に行うため、「庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会\*」等、庁内の連携体制を充実し、関係各課の連携強化を図ります。

#### 【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等相談事業	庁内連携体制の充実	困難事例が生じた場合、庁内関係各課が速やかに連携し、具体的な支援の方法等を検討する庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会等を開催するなど、庁内関係各課との連携体制を強化する。 (担当課：人権庶務課)	DV相談及び女性総合相談連絡調整会の開催
	「庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会」の充実	DV相談及び女性総合相談に関わる関係各課に支援事業の周知を行うなど、庁内の連携がスムーズに行われるよう配慮する。また、研修やケースカンファレンスを実施することで相談の入口がどこの窓口であっても円滑な支援に繋がるよう強化を図る。 (担当課：人権庶務課)	

#### 【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
人権啓発推進事業	人権施策の推進	人権施策庁内連絡会、庁内人権問題研修推進員会議などを通じて庁内関係各課等との相互の緊密な連携及び協力体制を図りながら人権施策を効果的に推進する。また、さいたま人権擁護委員協議会や、国、県などの関係機関と連携・協力しながら相談窓口の充実を図るなど、相談者の支援体制の推進を図る。 (担当課：人権庶務課)
母子訪問指導事業	被害者等への健康支援	被害者等の状況に応じて地区担当保健師が対応し、状況に配慮しながら電話、来所、訪問などの健康相談を実施する。 (担当課：健康づくり課)
住民基本台帳管理事業	住民基本台帳事務における支援措置	支援措置の申出により、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付を制限する。 (担当課：総合窓口課)

《主な施策》 ② 被害者を保護し自立を支援していくために、関係機関との連携を強化する

DVの防止や被害者の保護、自立支援に当たっては、県や警察をはじめ、「DV対策関係機関ネットワーク会議」など関係機関との密接な連携を図ります。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等相談事業	「DV対策関係機関ネットワーク会議」など関係機関との連携強化	埼玉県、警察、保健所、児童相談所、朝霞地区医師会で構成する「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、情報提供や意見交換を行いながら構成関係機関との連携強化を図る。 (担当課：人権庶務課)	DV対策関係機関ネットワーク会議の開催
	緊急保護体制の充実	DV相談を通して、緊急一時保護が必要となった場合、県等の緊急一時保護施設に空きがない場合などに備え、ホテル等を緊急一時保護施設とする協定を締結し、支援体制を充実する。 (担当課：人権庶務課)	協定宿泊施設の締結

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
母子訪問指導事業	保健所や医療機関との連携強化	保健所や医療機関との連携により、DV被害を早期に発見し、適切な対応を図る。 (担当課：健康づくり課)
地域包括支援センター支援事業	高齢者施設との連携強化	地域包括支援センター、また、特別養護老人ホームなどの高齢者施設と連携を図り、高齢者の異変を早期に発見し、適切な対応を図る。必要に応じ訪問調査等を実施し、緊急時には一時保護や警察への通報などを行い被害者の安全確保を図る。 (担当課：長寿はつらつ課)
児童相談事業	母子生活支援施設や児童相談所等との連携強化	母子生活支援施設や児童相談所の一時保護所等の利用が速やかに行えるよう関係機関から情報等を収集し、連携強化を図る。 (担当課：こども未来課)
生活保護事業	福祉関連施設との連携強化	関係機関と連携し、一時保護された被害者に対し、住居設定費用、医療費の給付など生活保護法による自立に向けた支援を行う。 (担当課：福祉課)

## 施策目標 5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

### 施策の方向 5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

#### 《主な施策》 ① 市政への男女共同参画を推進していく

男女共同参画の視点に配慮し、市民の意見を幅広く聴き、積極的に行政情報を提供するとともに、性別に関わらず誰もが市政に参画しやすい機会を提供します。

また、審議会等の女性委員登用率の増加に向けて取り組みます。

#### 【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成	女性が参加しやすい配慮を行い、審議会や委員会等の女性登用率を向上するため、全市に向け積極的に周知する。 (担当課：人権庶務課)	女性委員等の登用について周知

#### 【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
広聴事業	広聴機会や手段の提供	市への意見・要望のほか、幅広い広聴機会・手段の設定に努める。 (担当課：市政情報課)
生涯学習啓発推進事業	男女が参加しやすい活動環境づくりの呼びかけ	夜間・休日活動、役員会への子連れ参加・託児体制整備など、男女が参加しやすい活動環境の整備を呼びかける。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)

《主要な施策》 ② 防災分野における男女共同参画を進める

「地域防災計画」に基づき、女性の視点も取り入れた防災対策と、防災や災害時・復興時の方針決定の場への女性参画を進め、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応の仕組みを推進します。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	男女共同参画の視点に立った防災分野における情報の収集と提供	防災分野において男女共同参画の視点に立った情報の収集と提供を推進する。 (担当課：人権庶務課)	女性視点での防災情報の収集及び備え

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
地域防災推進事業	女性の視点を取り入れた地域防災計画の推進・避難所運営	地域防災計画を推進するに当たり、女性の視点を取り入れた避難所の運営を確立し、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応の仕組みを推進する。 (担当課：危機管理室)

## 施策目標 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

### 施策の方向 6-1 家庭と仕事・地域活動との両立支援

#### 《主な施策》 ① 家庭と仕事の両立を支援する

家庭と仕事の両立を実現するため、各事業所に対して、働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。

#### 【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供	家庭と仕事の両立に関する情報提供を行う。 （担当課：人権庶務課）	市公式ホームページによる周知

#### 【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
子ども・子育て支援事業計画推進事業	子育て環境の整備	朝霞市子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て環境の整備を行う。 （担当課：保育課）
勤労者支援事業	一般事業主行動計画の実施への促進	一般事業主行動計画実施を促すために、家庭生活と職業生活が両立できる「働き」について企業に向け資料等を提供する。 （担当課：産業振興課）

《主な施策》 ② 地域活動への参画を促す

多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する地域活動団体の情報などを提供し、地域活動への参画を呼びかけます。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	地域活動への参画促進	地域活動団体の情報などを提供すると共に、地域活動がしやすい環境整備を進める。 (担当課：人権庶務課)	お知らせコーナー及び情報・交流コーナーの充実

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
市民活動支援ステーション運営事業	市民活動支援ステーションの充実	地域活動団体の情報などを提供すると共に、地域活動がしやすい環境整備を進める。 (担当課：地域づくり支援課)



## 施策の方向6-2 働く場での男女共同参画の推進

### 《主な施策》 ① 男女格差がない職場づくりを促進していく

市内事業所にアンケートなどを実施し、男女平等の実態把握を進めます。  
 また、市民、労働者、事業所に対して、男女雇用機会均等法\*、労働基準法などの雇用・就労に関わる法制度を周知するとともに、事業所には男女格差の改善への協力を要請します。  
 さらに、自営業、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワークなど多様な就業形態における男女平等を確保するために、積極的な情報提供を行います。

#### 【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目玉
男女平等推進事業	事業所への男女格差改善の協力要請	事業所に対して男女格差改善の協力要請を行う。 (担当課：人権庶務課)	啓発冊子等の配布
	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施	「男女平等推進に関する事業所アンケート」調査を実施し、市内事業所の男女平等に関する実態把握に努める。 (担当課：人権庶務課)	アンケートの実施

#### 【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
勤労者支援事業	雇用・就労に関わる法制度の周知	男女雇用機会均等法、労働基準法、再雇用制度等の趣旨や内容の周知のため、県等の労働関係機関や商工会と連携しながら、啓発資料の配布等で情報提供を行う。 (担当課：産業振興課)
就労支援事業	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知	パートタイム労働、派遣労働、在宅ワークなど、多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの情報を提供し周知を図る。 (担当課：産業振興課)

《主な施策》 ② 就業上での女性の活躍を推進する

女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を行うとともに、必要な取組を行うよう周知に努めます。

【進行管理事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	女性活躍推進法の推進	女性活躍推進法の基本方針等を勘案し、女性の職業生活等における活躍を推進する。 (担当課：人権庶務課)	広報あさか及び市公式ホームページの掲載
	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知	積極的格差是正措置の動向や男女平等推進顕彰制度に関する情報提供を行う。 (担当課：人権庶務課)	広報あさか及び市公式ホームページの掲載

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
起業家育成支援事業	起業支援	起業支援のため起業支援セミナーの開催、市独自の起業相談により支援を行う。また朝霞市商工会や創業・ベンチャー支援センター埼玉等と連携し起業に関する情報の提供を行う。 (担当課：産業振興課)
生涯学習啓発推進事業	女性の能力開発を支援する学習情報の提供	女性が活躍できる多様な生き方の選択を支援する学習情報を提供する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)
中央公民館運営事業	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	再就職、社会・地域活動に向けての関係各課からのポスター掲示やチラシ、パンフレット等の情報を提供する。また、女性の活躍の推進を目的とした、社会・地域活動等、能力開発担当課主催による講座の会場を提供する。 (担当課：中央公民館)
就労支援事業	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	埼玉県等の労働機関と連携し、再就職のための情報の提供や就職支援講座等の誘致を行う。 (担当課：産業振興課)

《主な施策》 ③ 庁内での男女平等を推進していく

「朝霞市庁内男女平等推進指針」に基づき、男女平等のモデル職場となるよう、職員一人一人の男女平等に対する認識を高め、男女が働きやすい職場環境の整備を進めるなど、庁内の男女平等を推進します。

【進行管理事業】

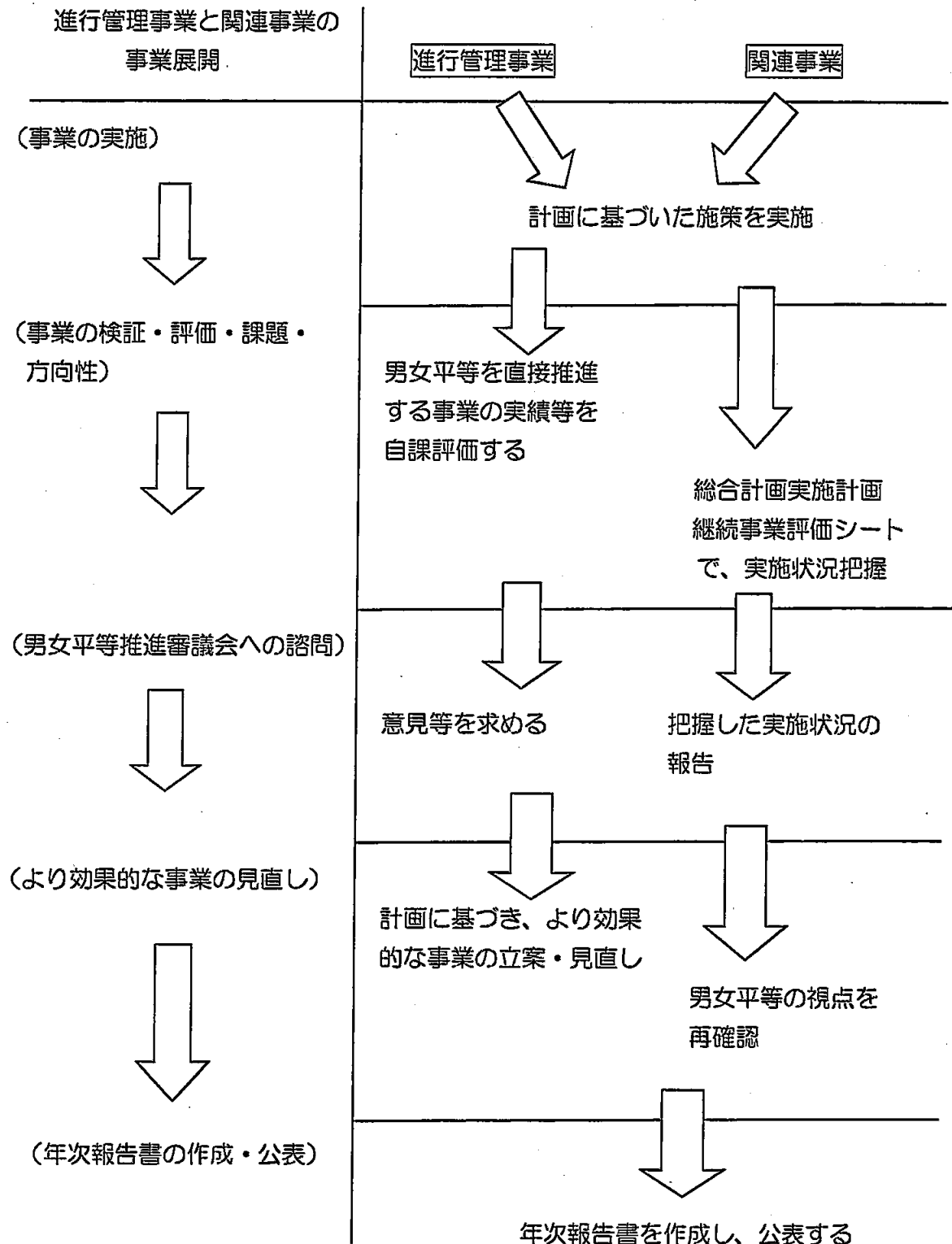
総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	男女平等に対する職員の意識改革や職場環境の整備など、市役所が率先して男女平等を推進する。 (担当課：人権庶務課)	職員に周知
職員人事管理事業	朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進	女性職員の活躍を推進するために、職員の意識向上、女性職員のキャリアアップの促進、職場環境の整備などの取組を推進する。 (担当課：職員課)	職員に周知

第2次朝霞市男女平等推進行動計画 指標・数値目標一覧表

施策目標	施策の方向	指 標	第2次行動計画策定時 (平成26年度意識調査)	実施計画数値目標 (平成32年度)	第2次行動計画にお ける平成37年度 目標値	評価 資料
1 男女平等の 意識の浸透	1-1 男女平等の 現状把握と 将来像の提 案	「社会通念・慣習・し きたりなどで男女の地 位（立場と責任）は平 等である」とする市民 の割合	8.1%	15%	20%	市民意識 調 査
	1-2 学校・家庭・ 地域におけ る男女平等 の意識啓発	「家庭生活の中で男女 の地位（立場と責任） は平等である」とする 市民の割合	27.6%	30%	35%	市民意識 調 査
2 自己実現へ 向けた学習 機会の充実	2-1 多様なライ フコース選 択の情報と 機会の提供	「あさか男女（ひと） の輪サイト」をよく知 っている市民の割合	3.4%	15%	20%	市民意識 調 査
	2-2 能力の開発 と活動の支 援	能力開発支援に関わる 制度・機会を知ってい る女性（20～50歳 代）の割合	11.5%	15%	20%	市民意識 調 査
3 性と生殖に 関する健康 と権利の尊 重	3-1 生涯にわた る性と生殖 に関する健 康と権利の 尊重	「性と生殖に関する健 康と権利（リプロダク ティブ・ヘルス/ライ ツ）」をよく知っている 市民の割合	2.4%	10%	20%	市民意識 調 査
4 異性間の暴 力の根絶 (第2次朝 霞市DV防 止基本計 画)	4-1 意識の啓発 と情報の提 供及び未然 防止	「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 等に関する法律(DV防 止法)」を知っている市 民の割合	86.1%	95%	100%	市民意識 調 査
	4-2 相談体制の 充実	市のDV相談(配偶者暴 力相談支援センター)を 知っている市民の割合	33.4%	50%	70%	市民意識 調 査
5 政策や方針 の立案及び 決定過程へ の男女共同 参画の推進	5-1 政策・方針の 立案や決定 過程への男 女共同参画 の推進	各審議会等での女性委 員登用率が30%以上 の審議会等の割合	47.2% (平成27年3月)	60%	70%	統計資料
6 地域団体や 事業所にお ける男女共 同参画の推 進	6-1 家庭と仕 事・地域活動 との両立支 援	「ワーク・ライフ・バ ランス」をよく知って いる市民の割合	25.5%	40%	50%	市民意識 調 査
	6-2 働く場での 男女共同参 画の推進	「職場の中で男女の地 位（立場と責任）は平 等である」とする市民 の割合	15.4%	20%	25%	市民意識 調 査

# 事業展開

この計画に位置付けた事業を推進するために、下記のような事業展開とする。





### 第3章 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画

#### □実施計画取組項目との位置付け

- 国が定める女性活躍推進法に関する基本方針を勘案し、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、市町村推進計画を策定することが努力義務とされました。
- 実施計画上で推進している一部の事業が、女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を示しています。

## 女性活躍推進法に基づく推進計画について

### 【国の動き】

平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、市町村は、国が定める基本方針を勘案して、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、推進計画を策定することが努力義務とされました。

### 【女性の活躍推進とは】

女性の自らの意思によって、職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層大事であることから、女性に対する採用や昇進等の機会の積極的な提供及びその活用や、仕事と家庭の両立への配慮などにより、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をめざしています。

### 【女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（閣議決定）】

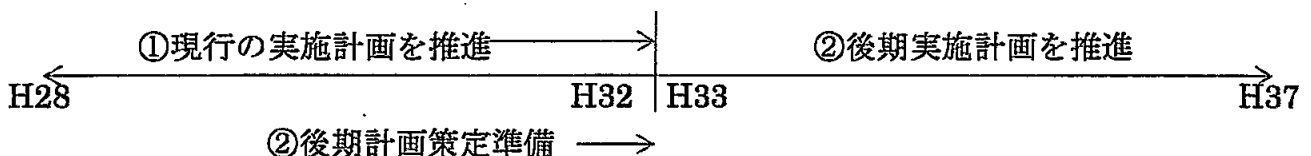
（地方公共団体に関する部分を抜粋）

- 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
  - ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組み企業に対するインセンティブの付与等
  - ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
  - ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備
  - ①男性の意識と職場風土の改革
  - ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- 3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

### 【朝霞市の動き】

この実施計画を推進することで、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に定める施策を一体のものとして行っていることから、この計画を女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として推進します。

### 【今後の方向性】



①平成32年度までは、現行の実施計画を推進する。

②後期実施計画を策定する際に、平成32年度までの女性活躍推進に関わる事業の成果と新たに取り組むべき施策を検討し、平成33年度を初年度とする後期計画を策定する。



# 主な施策別にみる女性活躍推進法（基本方針）に基づく、地方公共団体に関する施策と一体となる取組項目一覧表

※女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針  
 （地方公共団体に関する部分を抜粋）

- ①女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
- ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備
- ③社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

\*印は進行管理事業

主な施策	施策番号	取組項目	女性活躍推進法基本方針に基づく地方公共団体に関する施策と一体となる取組項目		
			①	②	③
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-1*	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進		○	
	1-1-2-2*	男女平等を阻害する慣行の是正提案			○
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	1-2-2-2*	進路指導、キャリア教育の充実	○		
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	1-2-3-2*	男性の育児参画や女性リーダーシップ能力向上講座の開催		○	
	1-2-3-3	マタニティ教室、育児学級の充実		○	
	1-2-3-5	子育て講座の充実		○	
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	1-2-4-1*	地域人材の育成・活用		○	
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	2-1-1-2*	「女性総合相談」の実施	○		
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	2-1-2-1*	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	○		
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	2-1-3-1*	女性センターそれいゆびらざにおける情報発信	○		
能力の開発と活動の支援の充実を図る	2-2-1-1*	就業や起業支援に向けた情報の提供	○		
	2-2-1-4	起業支援	○		
性と生殖に関する健康と権利の考え方を普及させる	3-1-1-1*	性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信		○	
	3-1-1-2	HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進		○	
異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	4-1-2-5	ハラスメント防止対策の強化		○	
市政への男女共同参画を推進していく	5-1-1-1*	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成	○		
家庭と仕事の両立を支援する	6-1-1-1*	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供		○	
	6-1-1-2	子育て環境の整備		○	
	6-1-1-3	一般事業主行動計画の実施への促進	○		
地域活動への参画を促す	6-1-2-1*	地域活動への参画促進		○	
	6-1-2-2	市民活動支援ステーションの充実		○	
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-1*	事業所への男女格差改善の協力要請			○
	6-2-1-2*	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施			○
	6-2-1-3	雇用・就労に関わる法制度の周知		○	
	6-2-1-4	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知	○		
就業上での女性の活躍を推進する	6-2-2-1*	女性活躍推進法の推進	○	○	○
	6-2-2-2*	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知	○		
	6-2-2-3	起業支援	○		
	6-2-2-4	女性の能力開発を支援する学習情報の提供	○		
	6-2-2-5	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	○		
	6-2-2-6	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	○		
庁内での男女平等を推進していく	6-2-3-1*	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進		○	
	6-2-3-2*	朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進		○	

## 女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表

※国が定めた基本方針を勘案（下記3つの柱立て）し、実施計画上の取組項目を当てはめた一覧表です。

### 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

主な施策	施策番号	取組項目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	1-2-2-2*	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	2-1-1-2*	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	2-1-2-1*	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	2-1-3-1*	女性センターそれいゆびらざにおける情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る	2-2-1-1*	就業や起業支援に向けた情報の提供
	2-2-1-4	起業支援
市政への男女共同参画を推進していく	5-1-1-1*	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成
家庭と仕事の両立を支援する	6-1-1-3	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-4	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知
就業上での女性の活躍を推進する	6-2-2-2*	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知
	6-2-2-3	起業支援
	6-2-2-4	女性の能力開発を支援する学習情報の提供
	6-2-2-5	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供
	6-2-2-6	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催

### 2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	1-2-3-2*	男性の育児参画や女性リーダーシップ能力向上講座の開催
	1-2-3-3	マタニティ教室、育児学級の充実
	1-2-3-5	子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	1-2-4-1*	地域人材の育成・活用
性と生殖に関する健康と権利の考え方を普及させる	3-1-1-1*	性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信
	3-1-1-2	HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	4-1-2-5	ハラスメント防止対策の強化
家庭と仕事の両立を支援する	6-1-1-1*	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供
	6-1-1-2	子育て環境の整備
地域活動への参画を促す	6-1-2-1*	地域活動への参画促進
	6-1-2-2	市民活動支援ステーションの充実
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-3	雇用・就労に関わる法制度の周知
庁内での男女平等を推進していく	6-2-3-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進
	6-2-3-2*	朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進

### 3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-2*	男女平等を阻害する慣行の是正提案
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-1*	事業所への男女格差改善の協力要請
	6-2-1-2*	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施

### 4 上記1・2・3全てに当てはまる取組項目

主な施策	施策番号	取組項目
就業上での女性の活躍を推進する	6-2-2-1*	女性活躍推進法の推進

\*印は進行管理事業

第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画  
【改訂版】

(平成28年度～平成32年度)

平成29年6月

発行 朝霞市 総務部 人権庶務課  
〒351-8501  
埼玉県朝霞市本町1-1-1  
TEL 048-463-2697 (直通)  
FAX 048-463-0524  
<http://www.city.asaka.lg.jp/>